

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 17 日付けで利用権の設定に関する裁定をした下記農地について、裁定の取消しを行うので公告する。

なお、下記農地の利用権の解約日については、令和 8 年 12 月 10 日とする。

令和 8 年 8 月 20 日

山口県知事 村岡 嗣 政

記

申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
山口市朝田字開作 308 番 1	田	2,062
山口市朝田字開作 311 番 1	田	1,150